

～国民健康保険および埼玉県後期高齢者医療制度ご加入の方へ～ 特定健康診査・健康診査（個別健診）のお知らせ

個別健診が今年度も実施されます。

対象となる国民健康保険または後期高齢者医療制度加入中の方には9月下旬に受診券を発送しました。
集団健診による特定健康診査・健康診査を受診できなかった方は、ぜひこの機会をご利用ください。

▶対象者

- ①令和5年3月31日現在で満40歳以上の国民健康保険の加入者
- ②埼玉県後期高齢者医療制度の加入者

▶対象とならない方

- ①令和4年度特定健康診査・健康診査（集団）を受診済の方
- ②健診を希望しない旨のご連絡をいただいた方
- ③予防検診（人間ドック）の助成申請をされている方
- ④受診時に**国民健康保険**・後期高齢者医療制度に未加入の方
（受診券が届いた場合でも、さかのぼって資格喪失した場合は対象となりません）
- ⑤その他除外理由に該当する方

※お手元に受診券が届かない方は、お電話でお問い合わせください。

▶実施期間…10月3日(月)～令和5年2月28日(火)

※一部の医療機関では実施期間が異なります。ご注意ください。

▶実施医療機関…本市市児玉郡内の指定医療機関（受診券と同封の一覧表記載の医療機関）

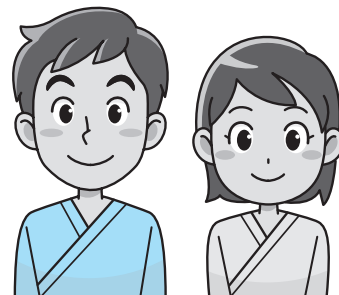
▶健診費用…無料

▶持ち物…受診券（個別用）・健康保険証

▶個別健診受診の流れ

- ①受診券が届いたら、ご本人が指定医療機関へ直接ご予約をしてください。
- ②健診当日必ず受診券と**健康保険証**を持参し、予約した医療機関で受診してください。
- ③後日役場から健診結果が送付されます。

▶申込先・問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】



年金生活者支援給付金の簡易請求書（はがき）について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

対象となる方

○老齢基礎年金を受給しており、以下の要件を全て満たしている方

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税非課税である
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が約470万円以下である

請求手続き

対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が、順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入して提出してください。提出に添付書類は必要ありません。

問合せ…「給付金専用ダイヤル」

【☎0570-05-4092（ナビダイヤル）】

**日本年金機構や厚生労働省を装った
不審な電話や案内にご注意ください。**

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

国民年金保険料の納め忘れがある場合、次の委託事業者より電話・文書・戸別訪問により納付のご案内をさせていただきます場合があります。

この民間委託は、従来、日本年金機構が行っていた国民年金保険料の収納業務の一部を民間委託業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指しているものです。

〈委託事業者〉（令和2年12月1日）

事業者名…株式会社バックスグループ

電話番号…0800 - 808 - 7000

受付時間…午前9時～午後9時まで

※民間委託について詳しい内容は、日本年金機構ホームページで確認できます。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>



問合せ…健康保険課医療年金係 【☎ 35 - 1222】

【振り込め詐欺などにご注意!】

○民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書によりお支払いをご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

○民間事業者の訪問員による現金収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。

町税の納期内納付にご協力ください

町税は、町の歳入の約4割を占め、私たちの暮らしを支えるさまざまな施策の貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。

税金を納期限までに納めなかった場合は、本来納めるべき税金のほかに延滞金が加算されます。また、滞納したままの状態が続くと、税負担の公平性を確保するため、差押えにより強制的に徴収することになります。

皆さまには、納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

問合せ…税務課収税係 【☎35-1221（内線1121～1125）】

令和3年度差押件数

預貯金	所得税還付金	生命保険	給与・報酬	その他	合計
356 件	30 件	14 件	8 件	1 件	409 件



納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆10月の開庁日 【休日】（午前8時30分～正午） 10月9日(日)
【夜間】（午後8時まで） 10月25日(火)
※夜間は庁舎西入口（夜間入口）からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係 【☎35-1221（内線1121～1125）】
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第4期・町県民税第3期の納期限は**10月31日(月)**です。税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

まだ請求手続きがお済みでない方へ

第11回戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金のご案内

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

対象者

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ④上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容…額面 25 万円、5 年償還の記名国債

請求期間…令和5年3月31日まで

請求先・問合せ…町民福祉課社会福祉係
【☎ 35 - 1224】

ご存知ですか？「行政相談週間」 10月17日(月)～23日(日)

この週間は、行政相談制度を広く広報し、国民の皆さまにこの制度を利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。上里町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が行政相談所を開設して、皆さまからの相談をお待ちしております。

日時…10月19日(水)、午後1時30分～4時

会場…福祉町民センター2F 研修室

内容…福祉、道路、医療、保険、年金、郵便など
※前記以外でも、偶数月に定例相談所（第1木曜日）を開設しています。

※この他、総務省関東管区行政評価局（きくみみ埼玉）でも相談を受け付けています。

・行政苦情 110 番

【☎ 0570-090110】

【FAX 048-600-2336】

・インターネットによる行政相談受付



◀総務省ホームページ
「インターネットによる行政相談」

問合せ…町民福祉課社会福祉係
【☎ 35 - 1224】

統計調査登録調査員を募集しています

町では、統計調査員に登録し、統計調査に従事していただける方を募集しています。「登録調査員」とは、あらかじめ町に統計調査員として登録いただいた方で、継続的に活動することを希望し、統計調査が実施される際に、町から調査員活動を依頼させていただきます。登録を希望される方は、お問い合わせください。

○今年度の主な統計調査

- ・住宅・土地統計調査単位区設定
（実施時期：令和5年1月～3月）



○募集要項および募集資格

- ・町内在住で20歳以上の健康な方
- ・責任を持って調査事務を遂行できる方
- ・調査で知り得たことなどの秘密を守ることのできる方
- ・選挙・税務および警察に直接関係のない方
- ・暴力団体でない方、および密接な関係を持たない方

○統計調査員の報酬

調査活動に応じて、報酬が支払われます。
（報酬額は、国の基準によります。）

○統計調査員の主な仕事内容

- ・調査の実施に先立って、調査区域の設定
- ・調査員説明会への出席
- ・担当する地域の確認
- ・調査についての説明と調査書類の配布
- ・調査票の回収
- ・調査票の点検、整理、提出
- ※仕事内容は調査によって異なります。

※任命期間中（概ね2か月）は、非常勤の公務員となります。

問合せ…産業振興課産業観光係【☎ 35 - 1232】

子どもたちの健やかな成長を 見守る力になってください!

知ってほしい
ポイント

さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちが、現在、県内で、約1,800人います。里親制度は、そんな子どもたちを深い愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育していただくものです。里親になるには、登録が必要です。

ポイント1 ○里親登録のステップ

里親登録されるまでには、原則として以下のような手続きが必要になります。

①里親制度についての説明・理解 ⇒ ②受け入れのための研修・調査 ⇒ ③里親登録

※知識や経験のない方でも登録できます。

まずはお住まいの地域を管轄する児童相談所にお問い合わせください。

ポイント2 ○里親の種類

養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの親（養親）となることを希望する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

※上記以外にも保護者の傷病や出産など、委託の期間が明確な子どもを短期で受け入れる里親（短期里親）があります。

ポイント3 ○里親へのサポート

- ・里親には、迎え入れる子どもの養育費として里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。
- ・子どもの受け入れ前に一定の交流期間を設け、児童相談所がマッチングし、サポートをします。
- ・子どもの受け入れ後も管轄の児童相談所が、さまざまな相談やサポートを行います。

安心して相談⇒申請⇒登録に進んでいただけます。

○問合せ…埼玉県熊谷児童相談所 里親推進担当 〒360-0014 熊谷市箱田5-12-1

【☎ 048 - 521 - 4152】【E-mail: k230967@pref.saitama.lg.jp (代表)】



【☎ 35
1 3 5 7】

申込先・問合せ…上里町男女共同参画推進センター

持物…スタンドミラー、フ
アンデーション、ア
イブロー、アイシャ
ドー（日頃お使いの
物）
接窓口へ

申込…10月11日(火)～31日(月)
までに電話または直
接窓口へ

定員…20名（定員になり次第締切）

講師…(株)ポーラビューティ
アドバイザー

会場…上里町男女共同参画
推進センター

日時…11月7日(月)、午前10
時30分～正午

ビューティーセミナー
～冬のメイクを学ぼう～

令和4年度
男女共同参画講座

「介護に関する入門的研修」 & 「おしごと相談会」 ～介護のお仕事に興味をお持ちの方大歓迎!～

町では、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施します。

- 日 時 11月10日(木) 午前9時20分～午後3時20分
11月11日(金) 午前9時20分～午後4時20分
11月17日(木) 午前9時20分～午後4時20分
11月18日(金) 午前9時20分～午後4時00分

※最終日には上里町内の介護事業所による「おしごと相談会」を実施します。

- 対象者 ・児玉郡市内に在住または在勤し、介護分野への就労に興味・関心のある方
・4日間参加できる方

- 定 員 15名程度 ※定員超過の場合は抽選となります。

- 参加費 無料

- 会 場 上里町役場 4階 大会議室

- 講 師 けあんちゅ PRO 至誠ホーム訪問介護事業所管理者 森 幸夫 氏

- 申込方法 ・電話：03-5923-9150（土日祝日除く午前10時～午後5時）
・FAX：03-5923-9151
（申込用紙は上里町ホームページからダウンロードしてください）
・申込フォーム



申込
フォー
ム

- 申込期間 10月3日(月)～31日(月)

- 研修内容 介護に関する基礎知識、認知症の理解、基本的な介護の方法、障がいの理解ほか
※新型コロナウイルス感染症拡大状況により中止する場合がございます。

- 問合せ…(株)ミッキーNEXT（上里町介護に関する入門的研修事業受託会社）
【☎03-5923-9150（土日祝日除く午前10時～午後5時）】

ちゅくら講座 ～口腔編～ フレイル予防

いつまでも元気な体を維持することができるように
ちょっとしたストレッチや簡単にできる運動を紹介していきます!!

舌ぐるぐる 体操

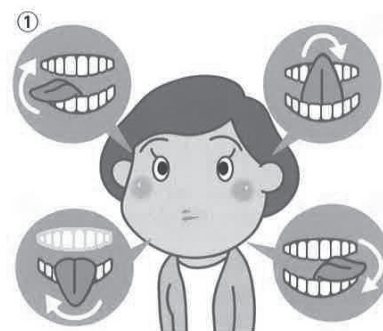
- ①唇を閉じ、舌の先を片側の頬の内側に押し付ける。
- ②舌に力を入れたまま、上唇の裏側を通して、反対側の頬まで動かしていく。
- ③さらに、下唇の裏側を通して、最初の位置まで舌を動かしていく。

==得られる効果==

唾液分泌の促進、飲み込みやすくなる

*口腔の状態は全身の健康に関係します。口周りの筋肉を鍛えて、口腔内の環境を整えましょう。

*フレイルとは加齢により心身が老い、衰えた状態のことで、「健康」と「要介護」の中間にある状態のことをいいます。



右回り3回、左回り3回で1セット、
1日3～5セット行う。

上里町地域包括支援センター（高齢者いきいき課内）【☎35-1243】

認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講されたみなさまの「認知症についてもっと詳しく知りたい」「声かけの仕方や接し方を具体的に学びたい」といった声にお応えして、ステップアップ講座を開催します。

認知症の理解をより深め、声のかけ方や接し方を学びます。また認知症の方にとって住みよい地域づくりについて学び、サポーターの活動の場もご紹介します。「認知症の方にいま私達ができること」を一緒に考えてみませんか。全日程参加した方には修了証をお渡しします。

日 時…全2回 11月7日(月)、11月14日(月)

各回とも午後1時30分～3時30分(受付:午後1時15分から)

会 場…上里町役場 4階 大会議室

内 容…認知症の知識、声の掛け方や接し方、認知症の方にとって住みよい地域づくりについて、講義やグループワークを行って学びます。

講 師…認知症キャラバンメイト

対 象…①、②両方に該当する方

①町内在住・在勤で過去に認知症サポーター養成講座を受講した方

②講座の全日程に参加できる方

申 込…10月31日(月)まで

申込先・問合せ…上里町地域包括支援センター(高齢者いきいき課内)【☎35-1243】



上里町社会福祉協議会からのお知らせ 問合せ【☎33-4232】

～もったいないを、ありがとに～ フードドライブキャンペーン を実施します

上里町社会福祉協議会では、食品ロスの削減と、生活困窮者やひとり親家庭を支援するため、家庭や企業等で余っている食品を集め、食を必要とされる方へお届けいたします。ご寄付いただける食品がありましたら、社会福祉協議会窓口へお持ちください。量が多い場合は事前に連絡をお願いします。皆さまのご協力をお願いいたします。

なお、ご寄付いただいた食品は、12月に開催予定のフードパントリーにて、お困りのご家庭に提供させていただきます。

●期日…10月1日(土)～11月30日(水)

●ご寄付いただきたい食品

未開封で、賞味期限が2023年1月以降のもの

(例) 缶詰・レトルト食品・インスタント食品・パスタ・そうめんなどの乾麺、お米(白米、玄米)・のり・お茶漬け・ふりかけ・調味料(しょうゆ、食用油、みそなど)・お菓子・飲料

歳末慰問金配付を希望される 世帯は申請書を提出ください

上里町社会福祉協議会では、毎年12月歳末たすけあい運動の一環として、歳末慰問(慰問金の配付)を行っております。

対象…町内に住所を有する生活保護世帯を除く低所得世帯(令和4年度町県民税非課税世帯)で、慰問金配付を希望される世帯。

申請…歳末慰問金申請書に所定事項をご記入のうえ11月10日(木)までに、地区担当民生委員または社会福祉協議会へ提出してください。

※申請書は、民生委員または社会福祉協議会で配付しています。

※担当民生委員がご不明な場合はお問い合わせください。

配付日…配分委員会での決定後、12月下旬の予定です。